

入院室料加算（特別の療養環境の提供の届出病室）対象病室報告

病室	病室番号	加算額	病室番号	加算額	病室番号	加算額
個室						
2人室						
3人室						
4人室						

※ 入院室料加算に算定にあたっては、地方社会保険事務局長に対して「特別の療養環境の提供」に係る届出を行って受理された病室で、常時監視できるような設備又は構造上の配慮がなされている病室であることが必要。